

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

ページ

○農業振興地域整備基本方針の変更

(農業振興課) 一

○県営土地改良事業の換地処分(四件)

(農村整備課) 一

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課) 二

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

(防災砂防課) 二

○土砂災害警戒区域の指定

(同) 四

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(管財課) 四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

(消費生活・文化課) 七

### 公安委員会

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

七

## 告 示

○宮城県告示第千三十三号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第五条第一項の規定により宮城県農業振興地域整備基本方針の一部を変更したので、同条第三項において準用する同法第四条第七項の規定により宮城県庁(農林水産部農業振興課)及び各地方振興事務所に備え置いて公表する。

平成二十九年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第千三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良

事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十九年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

七ヶ宿2期地区峠田分区

二 処分の年月日

平成二十九年十一月十日

○宮城県告示第千三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十九年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

七ヶ宿2期地区滑津分区

二 処分の年月日

平成二十九年十一月十日

○宮城県告示第千三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十九年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

七ヶ宿2期地区鬼石分区

二 処分の年月日

平成二十九年十一月十日

○宮城県告示第千三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十九年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

七ヶ宿2期地区大原分区分  
二 処分の年月日

平成二十九年十一月十日

○宮城県告示第千三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

東松島市野蒜字下沼二二三の五、二二三の六、字南余景七三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十九年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要なる事項に関する事	縦覧場所
浦ノ沢	土石流	栗原市栗駒片子沢浦ノ沢、川北、西田（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
放森沢1	土石流	栗原市栗駒文字放森、下山神、鍛冶屋（次の図のとおり）		災砂防課及び宮
明神前沢	土石流	栗原市栗駒文字明神前、内峰、田中前、田中（次の図のとおり）		城県北部土木事
				務所栗原地域事

赤坂沢	土石流	栗原市栗駒文字赤坂、赤坂前、下川原、馬場前（次の図のとおり）
小手沢	土石流	栗原市栗駒文字小手（次の図のとおり）
上山口沢	土石流	栗原市栗駒文字上山口、赤坂（次の図のとおり）
山口沢	土石流	栗原市栗駒文字山口前、山口（次の図のとおり）
井戸沢	土石流	栗原市栗駒文字高平、大槻、新田沖、上山神（次の図のとおり）
湯場沢	土石流	栗原市栗駒文字角ヶ崎、加賀堂、三峰前（次の図のとおり）
宮口沢	土石流	栗原市栗駒文字鷹ノ巣、駒堂前、大道（次の図のとおり）
駒堂前沢	土石流	栗原市栗駒文字大道、坪坂下、駒堂前、鷹ノ巣、沢口（次の図のとおり）
坪坂下沢	土石流	栗原市栗駒文字鷹ノ巣、坪坂下（次の図のとおり）
西山沢1	土石流	栗原市栗駒松倉西山、西山沢、上八幡、新金丁、水神田（次の図のとおり）
西山沢3	土石流	栗原市栗駒松倉西山（次の図のとおり）
西山沢4	土石流	栗原市栗駒松倉西山、西山沢（次の図のとおり）
西山沢5	土石流	栗原市栗駒松倉西山、西山沢（次の図のとおり）
小屋敷沢	土石流	栗原市栗駒松倉西山、小屋敷、新小倉（次の図のとおり）
兔田沢	土石流	栗原市栗駒沼倉小倉原、幡戈（次の図のとおり）
木鉢沢	土石流	栗原市栗駒沼倉小倉原、幡戈（次の図のとおり）
鴻ノ巣沢	土石流	栗原市栗駒沼倉保田崎、鴻ノ巣、木鉢（次の図のとおり）
松葉前沢	土石流	栗原市栗駒沼倉松葉、寺柿、下川久保、川ノ上（次の図のとおり）
城内沢	土石流	栗原市栗駒沼倉松葉、城内、沼袋（次の図のとおり）
中田沢	土石流	栗原市栗駒沼倉中田、中堀、滝ノ原（次の図のとおり）

桐木沢の3	貝ヶ森	赤坂	宝領西	徳沢2	徳沢1	油畑沢2	油畑沢1	二階堤下沢	硫黄沢	御堂沢	立沢	岩倉沢	薬水沢	桑畑沢	桑畑の沢2	秩森沢	2 沼倉放森沢	1 沼倉放森沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
栗原市栗駒岩ヶ崎新土川、岩倉、石塚(次の図のとおり)	栗原市栗駒中野鍛冶屋沖、貝ヶ森(次の図のとおり)	栗原市栗駒稲屋敷赤坂(次の図のとおり)	栗原市栗駒稲屋敷上ノ山(次の図のとおり)	栗原市栗駒鳥沢徳沢前、五貫山(次の図のとおり)	栗原市栗駒鳥沢徳沢前(次の図のとおり)	栗原市栗駒鳥沢梅田、油畑沢(次の図のとおり)	栗原市栗駒鳥沢梅田、油畑沢(次の図のとおり)	栗原市栗駒松倉倉甲、笹ヶ森、唐山、山田(次の図のとおり)	栗原市栗駒松倉中山、硫黄沢、中山田(次の図のとおり)	栗原市栗駒沼倉東向、古館、万代前、荷当、岩下(次の図のとおり)	栗原市栗駒沼倉上永洞、山神下(次の図のとおり)	栗原市栗駒沼倉薬水、菰張、下桑畑、岩倉、釘ノ子、宮前、桑畑前、新宮前、堂ノ口、日照田、屋敷(次の図のとおり)	栗原市栗駒沼倉下桑畑、桑畑、桑畑前、宮前、新宮前、宮地、堂ノ口(次の図のとおり)	栗原市栗駒沼倉下桑畑、桑畑(次の図のとおり)	栗原市栗駒沼倉下桑畑、桑畑(次の図のとおり)	栗原市栗駒沼倉耕英南(次の図のとおり)	栗原市栗駒沼倉放森、玉山(次の図のとおり)	栗原市栗駒沼倉放森、玉山(次の図のとおり)

沖田	平郡	入沢	西谷中南沢	井戸上沢	赤沼沢	大槻下沢	神原沢2	城内	日向	引矢	小深田	硫黄沢	明神前の2	明神前の1	鍛冶屋	放森	三島	上小路
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
柴田郡村田町大字小泉字水上、字東上戸(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字村田字小池、字平群(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字入沢、字入、字荒芳賀、字加砂入(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字小泉字西谷中、字蓮花坊、字岩井沢前、字保土窪、字明神山、字荒屋敷(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字足立字井戸上、字鳥ノ木沢、字乗越、字北橋(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字足立字的場、字腰巻、字赤沼(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字村田字大槻下、字末広町(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字沼田字神原、字戸ノ内、字姥沢(次の図のとおり)	栗原市栗駒沼倉城内(次の図のとおり)	栗原市栗駒沼倉日向(次の図のとおり)	栗原市栗駒松倉中山、引矢、若木(次の図のとおり)	栗原市栗駒松倉小深田平、小深田、前田(次の図のとおり)	栗原市栗駒松倉小深田平、硫黄沢(次の図のとおり)	栗原市栗駒文字赤坂、明神前(次の図のとおり)	栗原市栗駒文字明神前(次の図のとおり)	栗原市栗駒文字鍛冶屋(次の図のとおり)	栗原市栗駒文字放森(次の図のとおり)	栗原市栗駒岩ヶ崎三島(次の図のとおり)	栗原市栗駒岩ヶ崎桐木沢、新地ヶ沢、上小路(次の図のとおり)
								次の図のとおり										
								宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県大河原土木 事務所										

宮脇の1	急傾斜地の崩壊	柴田郡村田町大字菅生字坂ノ下、字母衣(次の図のとおり)
境	急傾斜地の崩壊	柴田郡村田町大字菅生字余柄(次の図のとおり)
堀ヶ沢	急傾斜地の崩壊	柴田郡村田町大字菅生字堀ヶ沢(次の図のとおり)
坂ノ下	急傾斜地の崩壊	柴田郡村田町大字菅生字福ノ入、字母ノ下(次の図のとおり)
舟久保	急傾斜地の崩壊	柴田郡村田町大字足立字舟久保(次の図のとおり)
白木沢	土石流	柴田郡村田町大字足立字白木沢、字類考、字無刀関前、字袋、字アセ市(次の図のとおり)
道海前山沢	土石流	柴田郡村田町大字菅生字道海前山、字道海(次の図のとおり)
折越沢	土石流	柴田郡村田町大字菅生字折越、字湖田、字巻淵、字高寺下(次の図のとおり)
宮沢	土石流	柴田郡村田町大字菅生字宮脇、字宮、字宮前、字宮根、字大館(次の図のとおり)
宮前沢	土石流	柴田郡村田町大字菅生字宮前、字母衣、字宮脇、字宮、字宮根(次の図のとおり)
宮脇沢	土石流	柴田郡村田町大字菅生字宮脇、字宮、字坂ノ下、字宮根、字堀ヶ沢(次の図のとおり)
平沢	土石流	柴田郡村田町大字菅生字平、字中、字北向、大字足立字類考(次の図のとおり)
余柄前沢	土石流	柴田郡村田町大字菅生字余柄、字余柄前(次の図のとおり)
余柄沢	土石流	柴田郡村田町大字菅生字余柄、字余柄前(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第千四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)

第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十九年十一月二十四日

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
百目木沢	土石流	栗原市栗駒稲屋敷百目木、玉貫、百目木前(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所
長坂沢	土石流	栗原市栗駒沼倉長坂、岩倉(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
西谷中沢	土石流	柴田郡村田町大字小泉字西谷中(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
新畑	地すべり	柴田郡村田町大字小泉字新畑、字下ノ石、字元屋敷、字三斗内、字天ヶ沢、字飯又、字樽川、字西三斗内(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
谷中	地すべり	柴田郡村田町大字小泉字谷中、字下前沢、字下笠谷、字保土窪、字岩井沢前、字笠谷、字前沢山、字真音、字北明神山、字西谷中、字明神山、字上銅屋沢、字荒屋敷、字蓮花坊(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
鶏沢	地すべり	柴田郡村田町大字小泉字鶏沢、字賀籠沢(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
寒風沢	地すべり	柴田郡村田町大字小泉字寒風沢、字日照田、字道端(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
桐ヶ久保沢	土石流	柴田郡村田町大字足立字桐ヶ久保、字舟久保(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
平	地すべり	柴田郡村田町大字菅生字平、字館、字大館、字宮、字寺下、字宮脇、字宮前、字坂ノ下、字福ノ入、字高山、字東、字菅足立字類考、字白木沢、字上台、字桐ヶ久保、字百枚、字舟久保、字稲荷山(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
余柄	地すべり	柴田郡村田町大字菅生字余柄、字余柄前、字下清水(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 石巻合同庁舎移転業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から平成三十年三月三十日まで
- 4 履行場所 宮城県石巻市蛇田字新沼田十二番地四街区一画地ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店

又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者が入札を希望する者は、宮城県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―三三三五）へ平成二十九年十二月十三日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより



Miyagi 980-8570 Japan TEL : 022-211-2351

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。  
平成二十九年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 慶長使節船復元船アーカイブ業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部消費生活・文化課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 平成二十九年九月四日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 凸版印刷株式会社東日本事業本部 仙台市泉区明通三丁目三十番
- 五 契約金額 四千八百五十七万三千元
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

### 公安委員会

○宮城県公安委員会規則第10号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年11月24日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第3条関係） 交番の名称及び位置	別表第1（第3条関係） 交番の名称及び位置
警察署名 名称 位置 (略)	警察署名 名称 位置 (略)

(略)	荒井交番	仙台市若林区荒井字高屋敷6番地の1
-----	------	-------------------

(略)	荒井交番	仙台市若林区荒井二丁目2番地の14
-----	------	-------------------

別表第2・別表第3（略）  
別表第4（第4条関係）  
仙台中央警察署（略）  
仙台南警察署

別表第2・別表第3（略）  
別表第4（第4条関係）  
仙台中央警察署（略）  
仙台南警察署

名称	受持区域
(略)	仙台市若林区のうち 荒井三丁目 、荒井（境東、北 遠十丁、松岡及び十呂盤 を除く。） 、荒井 南、荒浜、荒浜新一丁目、 荒浜新二丁目
荒井交番	伊在、かすみ町、霞目一丁目、霞目二丁目、霞目、蒲町、下飯田（屋敷東2番地）、長喜城、遠見塚東、南小泉（梅木）、六丁目（小荒井東、小荒井裏、左近堀、柳堀、柳堀東、柳堀南、地蔵前及び南）、六丁の目元町 (略)

名称	受持区域
(略)	仙台市若林区のうち 荒井一丁目から荒井八丁目まで、荒井（境東、北遠十丁、松岡及び十呂盤を除く。）、荒井東一丁目、荒井東二丁目、荒井南、荒浜、荒浜新一丁目、荒浜新二丁目、伊在一丁目から伊在三丁目まで、
荒井交番	伊在、かすみ町、霞目一丁目、霞目二丁目、霞目、蒲町、蒲町東、下飯田（屋敷東2番地）、長喜城、遠見塚東、南小泉（梅木）、六丁目（左近堀、柳堀東、柳堀南、地蔵前及び南）、六丁の目元町 (略)

仙台北警察署～亘理警察署（略）

仙台北警察署～亘理警察署（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。